

## 平成 29 年度の金融庁の取組み

### 1. 総論

金融庁では、①金融システムの安定／金融仲介機能の発揮、②利用者保護／利用者利便、③市場の公正性・透明性／市場の活力のそれぞれの両立を通じて、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大させることを目標としている。

平成 29 年度も、この目標の実現に向けて、「金融庁の行政運営・組織の改革」、「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」、「国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備」、「IT 技術の進展等への対応」等、各般の事務事業に精力的に取り組んだ。

多くの事務事業において、本年度の目標を果たしたが、中長期的な目標の実現に向けては、本年度の取組みを踏まえ、それぞれにさらに取り組むべき課題が明らかになっている。こうした政策評価によるPDCAサイクルを通じて、次年度以降の金融行政に取り込んでいく。

### 2. 金融庁の行政運営・組織の改革

上述した金融庁の目標が、単なる標語ではなく、職員が常にこれを意識して業務運営に携わるような行動基準としての定着を図っていくことを目指し、今年度も金融庁の行政運営・組織の改革に取り組んだ。

#### (1) 組織文化(カルチャー)の変革

- ✓ 金融庁職員に、「国民」・「国益」を基本とした行動を定着させるため、職員が持つべき心構え(金融庁職員のあり方)や、管理職以上の職階に求められる能力(コンピテンシー)を定め、人事評価や 360 度評価研修の評価項目にも反映させた。
- ✓ また、新たな行政課題への的確な対応を可能とするためのリーダーの育成、組織としての多様性と専門性の向上、ワークライフバランスの推進といった観点から、様々な人事政策上の課題について、庁内外で幅広く意見を伺いながら、具体的な施策の検討を進めている。
- 組織文化(カルチャー)の変革は今年度より取組みを始めたところであり、また、職員が真に「国民、国益のために働く」組織への変革は一朝一夕に進むものではないことから、今後、諸施策を順次実施に移していくとともに、不断に改善・見直しを行うことにより、変革を定着させていく。

#### (2) 金融庁のガバナンスの改革と総合政策機能の強化

- ✓ 外部からの意見や批判等が金融行政に継続的かつ的確に反映されるよう、開かれたガバナンスの更なる充実に向けて、例えば以下の取組みを行った。
  - ・ 政策評価有識者会議について、政策評価法に基づく政策評価だけでなく、金融行政上、重要な課題等について定期的な議論を行うよう運営を改めたほか、引き続き、各種有識者会議を活用。
  - ・ 業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施。

- ✓ さらに、本年夏の組織再編に向けて、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する等の観点から、組織や業務の在り方について見直しを進めた。
- 上記の枠組みをはじめとするガバナンスの改革は、今般、体系立てた取り組みとして着手したところ。ただし、改革は緒についたばかりであり、外部からの意見や批判等を的確に反映させ、金融行政の質の向上につなげていくサイクルを、次年度以降も、失速させることなく着実に定着させる取り組みを進めるとともに、枠組みについても PDCA を回し不断に見直しを行っていく。

### (3) 検査・監督のあり方の見直し

- ✓ 金融機関の検査・監督のあり方については、これまでも様々な見直しを行ってきたところ、その一つひとつの取り組みの基本にある考え方と今後の方針とを整理するため、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)(案)」を意見募集手続に付した。その際、英語版をもとに内外に意見を募集し英文でのコメントも多数受け付けると共に、海外当局との意見交換も行った。
- ✓ 意見募集期間中、直接、意見を聴取するため、全国で、全ての預金取扱金融機関、これらの監査法人及び財務局職員との対話会を実施し(のべ 60 回開催)、主な意見を公表した(30年3月)。
- 個別の分野の「考え方と進め方」については、重要度の高いものから金融機関と丁寧に対話を重ねたうえで作成・公表していく。また、その時々々の検査・監督上の重要な課題、着眼点等についても適時取りまとめ、公表していく。さらに、新しい検査・監督を定着させ、検査・監督の品質の向上を図るため、組織として品質管理する仕組みの強化や、検査・監督に携わる一人ひとりの職員の専門分野におけるスキル・知識の高度化、対話力の向上等に取り組んでいく。

## 3. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

金融機関においては、低金利環境の長期化、人口減少及び高齢化の進展、IT 技術の進化等、構造的な環境変化に遅れずに適切な対応がとれるよう、質の高いガバナンスの構築が重要となっている。

こうした中、将来にわたって経営の健全性を維持しながら、地域で金融仲介機能を継続的に発揮し、付加価値の高いサービスを提供することで、安定した顧客基盤と収益を確保する「共通価値の創造」の重要性がより一層増している。そこで、今年度は、特に以下の取り組みを行った。

### (1) 地域金融機関における将来にわたる経営の健全性の確保

- ✓ 構造的な環境変化に対し、適切な対応が講じられていないことにより、将来的な健全性に深刻な課題を抱えている地域金融機関に対しては、検査を通じて経営課題を特定した上で、経営陣等と深度ある対話を行い、課題解決に向けた早急な対応を促した。

- 検査を実施した地域金融機関については、検査を通じて把握された経営課題の解決に向けた対応を継続的にフォローアップしていく。
- 他に将来的な健全性に深刻な課題を抱えている地域金融機関がないかモニタリングを行い、こうした先が確認された場合には、必要に応じ、検査も活用しながら、深度ある対話を通じて、課題解決に向けた対応を促進させる。
- 上記の方向性で現行の早期警戒制度の改善を図る。
- また、低金利が長期間継続しているが、現在の金利環境が変化した際に、金融システムにいかなる影響が生じるか等についても、分析・検証していく。

## (2) 金融仲介機能の十分な発揮に向けた対応

- ✓ 地域金融機関には、地域企業の生産性向上等を後押しし、それを通じて、地域経済の活性化に貢献していく役割が期待される。こうした観点から、金融仲介の十分な発揮に向け「金融仲介機能のベンチマーク」等を活用した金融機関との深度ある対話や、各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる比較可能な共通の指標群(KPI)の策定に向けた検討、金融機関によるREVIC及び日本人材支援機構の人材・ノウハウ支援の活用を促すこと等に取り組んだ。
- ✓ さらに、将来にわたって金融機関の健全性と金融仲介機能の発揮を両立させ、地域経済や地域の企業・住民の立場から最適な競争のあり方について「金融仲介の改善に向けた検討会議」で議論し、平成30年4月、報告書を公表した。
- これまでも地域金融機関における金融仲介の発揮に向けた取組みは進められてきているが、その十分な発揮の実現は容易ではなく、引き続き、金融機関との対話等を通じて、金融仲介の組織的・継続的な取組みを促していく。

## 4. 国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備

金融庁は、年金資産を含む家計の安定的な資産形成及び投資家と企業との対話による企業価値の持続的向上等を通じ、我が国全体の資金の流れを最適化させることを目指し、金融・資本市場の質の向上に取り組んでおり、今年度は、特に以下の取組みを行った。

### (1) 国民の安定的な資産形成の推進と顧客本位の業務運営

- ✓ 金融機関の取組みの「見える化」を促進する観点から、「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択事業者のリストを公表したほか、金融機関間で比較可能な共通 KPI の策定に向けて、金融機関の取組状況のモニタリングを行った。
- ✓ NISA制度の利便性向上を図るため、口座開設申込時に即日で買付けを可能とする税制改正を実現。また、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるよう、金融庁が率先して職場つみたて NISA を導入(地方自治体や企業も導入するよう、働きかけを継続予定)したほか、個人ブロガー等との意見交換会など、新たなチャネルを通じた情報発信を進めた。
- ✓ 有識者ヒアリング等を通じた退職世代等を取り巻く状況の整理・分析も踏まえ、退職世代等に対する金融サービスのあり方を検討した。

- 営業現場まで顧客本位の業務運営が浸透しているかや、比較可能な共通 KPI の設定・公表状況をモニタリングし、引き続き顧客本位の業務運営の確立と定着を促す。
- つみたてNISAの普及・利用促進を図るため、地方自治体や企業に対して職場つみたてNISAの導入を促す取組み等を進めていく。

## (2) ガバナンス改革の更なる推進と機関投資家の役割

- ✓ コーポレートガバナンス改革については、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の提言を踏まえ、果敢な経営判断や企業年金のアセットオーナーとしての専門性向上等を盛り込んだコーポレートガバナンス・コードの改訂と、機関投資家と企業との対話で重点的に議論することが期待される事項をまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を、平成 30 年 6 月に行った。
- コーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を踏まえ、コーポレートガバナンス改革を巡る課題に係る状況をフォローアップしつつ、インベストメント・チェーンにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討していく。

## 5. IT 技術の進展等への対応

IT 技術の進展等の環境変化に対しては、今年度は、特に以下の取組みを行った。

### (1) 業態別の法体系から機能別・横断的な法体系の見直しの検討

- ✓ IT 技術の進展等による金融システムを取り巻く環境の変化を踏まえ、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」を設置し、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する等の考え方の下、業態別の法体系から機能別・横断的な法体系への見直しの検討に着手しており、平成 30 年 6 月に中間整理として公表した。
- IT 技術の進展等に伴う、金融を取り巻く環境の変化に対応するため、制度面の課題について更なる検討を行っていく。

### (2) フィンテックを我が国の経済・金融の発展につなげていくための方策

- ✓ 金融機関とフィンテック企業の連携や、フィンテック企業によるイノベーションを促す環境の整備を目指し、所要の政府令の整備を含めたオープン API の促進に向けた取組を進めた。これにより、平成 30 年 3 月現在、インターネットバンキングを提供している全銀行(130 行)がオープン API の導入を表明している。
- 金融機関による多様で利便性の高い金融サービスの提供を実現するため、金融機関と電子決済等代行業者の連携・協働が円滑に進むよう、引き続き必要な環境整備に取り組んでいく。

### (3) サイバーセキュリティ

- ✓ 金融業界全体のサイバーセキュリティレベルの底上げを図るため、2回目となる金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施したほか、サイバーセキュリティ対策の改善に進展が見られない金融機関に対しては、オンサイトでの確認を実施した。

- ✓ さらに、大手金融機関に対しては、脅威ベースのペネトレーションテストを懲慥したほか、海外大手行とのギャップ分析を行い、結果をフィードバックすることで対策強化を促した。
- 過去2回の演習を通じて一定の知見が蓄積したことから、業務特性を反映した業態毎のシナリオとする等、より効果的な演習を実施するほか、実態把握を継続的に実施することや、改善に進展が見られない金融機関に対してはオンサイトも活用し的確に対応していく。加えて、大手金融機関に対しては海外大手行の先進的な取組みとのギャップを埋めるため、高度化を促していく。

#### (4) 仮想通貨（暗号資産）

- ✓ 仮想通貨交換業者については、平成 29 年 8 月に仮想通貨モニタリングチームを設置し、登録審査を行い、濃淡をつけたモニタリングを実施するとともに、利用者保護のため複数回にわたる注意喚起を実施した。また、顧客からの預かり資産が外部流出した事案を踏まえ、業者に対して立入検査等を実施した結果問題が判明した業者に対し、業務改善命令等を通じて態勢整備を促した。
- ✓ また、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置し、平成 30 年 4 月より議論を開始した。
- 利用者保護等の観点から、仮想通貨（暗号資産）を取り巻く環境やビジネスの変化に応じた登録及びモニタリングを強化するとともに、「仮想通貨交換業等に関する研究会」において制度的な対応について幅広い観点から議論を行う等、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題に適切に対応していく。